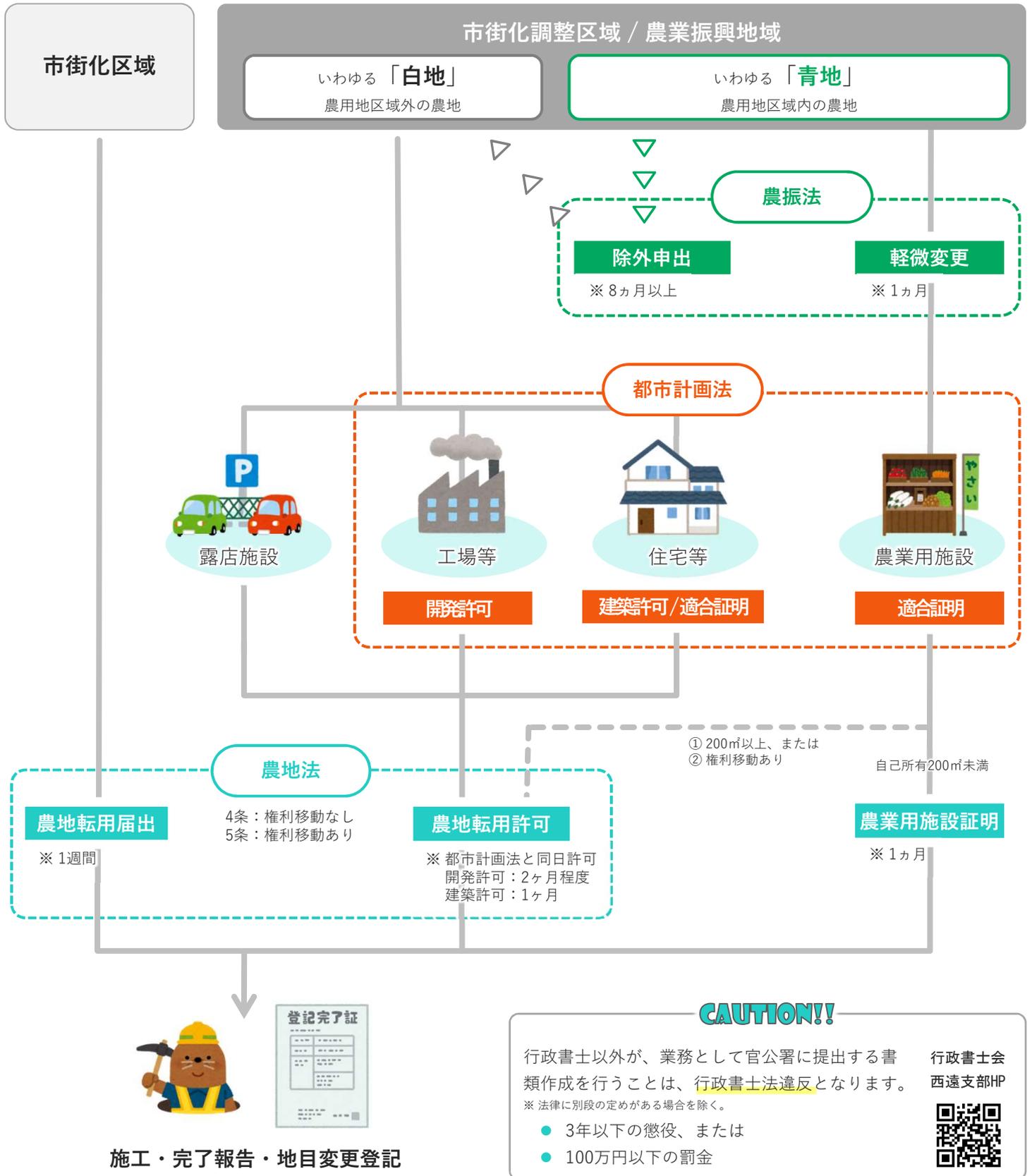




農地転用の手順



農地を耕作以外の目的で利用する手続きです。農地の区分により、必要な許認可が異なります。



各種申請等の提出期日は、土日・祝日により前後します。詳細な日程は、各窓口にお問い合わせください。

農地転用等

窓口：浜松市 農業委員会事務局 / 農地利用課

農地の所在地	電話	E-mail	場所
中央区	053-457-2485	nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp	市役所本館6階
浜名区のうち旧北区	053-523-3106	n-nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp	北行政センター3階
浜名区のうち旧浜北区・天竜区	053-585-1118	hk-nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp	浜名区役所3階

- 届出：1週間（随時受付）
- 許可：1ヵ月（毎月25日締切）
- 農業用施設証明：1ヵ月（毎月25日締切）

【転用案内】



除外申出等

窓口：浜松市 農地利用課 ※ 天竜区は農業振興課

農地の所在地	電話	E-mail	場所
中央区	053-457-2335	nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp	市役所本館6階
浜名区のうち旧北区	053-523-3106	n-nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp	北行政センター3階
浜名区のうち旧浜北区	053-585-1118	hk-nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp	浜名区役所3階
天竜区	053-922-0030	—	天竜区役所別館3階

- 除外：8ヵ月以上（年2回：2月、8月受付）
受付日程は広報はままつにて、お知らせします。
除外手続きは最短で8ヵ月要します。提出された申出の県知事との協議が必要になり、異議申出がなされた場合、その処理に最長5ヶ月かかるため、1年以上かかる場合があります。
受付時点で、**前回以前の異議申出による遅れが生じている場合は、さらに期間を要することがあります。**
- 軽微変更：1ヵ月（毎月25日締切）

【除外案内】



都市計画法の許可等

窓口：浜松市 土地政策課 / 北部都市整備事務所

※ 開発許可は農地の所在地に関わらず土地政策課が窓口です。

農地の所在地	電話	E-mail	場所
中央区・浜名区のうち旧北区	053-457-2373	tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp	土地政策課 市役所本館6階
浜名区のうち旧浜北区・天竜区	053-585-1162	hk-toshi@city.hamamatsu.shizuoka.jp	北部都市整備事務所 浜名区役所3階

- 建築許可：1ヵ月（毎月15日締切）
- 適合証明：10日（随時受付）
- 開発許可：2ヵ月（毎月20日締切）

【都市計画法案内】

